

日本会議 愛知県本部
〒464-0836

TEL:052-763-4678 FAX:052-763-4588

愛知県名古屋市千種区菊坂町3-5-302 E-mail: tokai-seikyo@mtc.biglobe.ne.jp



あいち通信 第六十九号

美しい日本の憲法をつくる国民の会 平成二十七年総会参加報告



去る三月十九日、標記総会に愛知県本部より重富亮会長、鈴木直人知多支部長共々参加した。会場の衆議院第一議員会館の大会議室は約五百名の参加者で満席となり、開会前から熱気に包まれていた。冒頭の基調提言では、櫻井よしこ氏(共同代表)が、内外の情勢に鑑み、憲法改正の急務と、そのためには国民世論喚起が必要と話された。続いて、内田文博氏(事務総長)より運動方針(案)発表、承認。続いて、各党より憲法改正への表明が力強くなされた。登壇者は以下の通り。古屋圭司氏(自民党)、平沼赳夫氏(次世代の党)、渡辺周氏(民主党)、馬場伸幸氏(維新の党)その後、小川和久氏(軍事アナリスト)からの提言などがあり終了となった。尚、当日の午前中は、愛知県選出の衆参両議員事務所十六軒への陳情活動を行った。唯一藤川政人氏(参議院議員)本人と面談が叶い、趣旨説明を直接させていただけたことは幸いだつた。(愛知県本部事務局長 服部守孝)

北名古屋市における外国人に対する生活保護支給

三月四日(水)は北名古屋市市議会一般質問の日でありました。私の質問は『北名古屋市における外国人に対する生活保護支給』についてです。質問内容を読んでいただければお分かりになると思いますが、外国人に対する生活保護費の支給は憲法違反であることは間違いありません。にもかかわらず、平成二十六年四月一日現在の数字で北名古屋市では十二世帯十九人も外国人が支給を受けています。(韓国・ブラジル・フィリピン・台湾・昭和二十九年から人道的支援という美しい言葉)ですと支給が続いています。福祉課長の答弁によればこれから先も続けるという話です。どうか日本会議会員のみなさまも議会でこのよくな質問をするよう、お住まいの自治体の地方議員にお願いをしてみてください。日本を良い方向に進めるには、みなさんのお力が必要です。非常に分かりやすい質問でございまして、快刀乱麻を断つ如く、誰もが聞いてわかる説明をしていただきませうようにお願いいたします。(西春日井支部 議員会員 梅村真史)



【以下原文】
議席番号一番 梅村真史です。
北名古屋市における外国人に対する生活保護支給についてお尋ねいたします。厚生労働省のデータによりますと平成二十四年度の在留外国人の生活保護世帯数は四万五千六百三十四世帯となっております。平成二十二年からは年間約五千世帯ペースで増加しております。
私は在留外国人への生活保護支給は日本国憲法第二十五条における「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を要する」という理念に反すると考えております。
生活保護の支給には「国民」という制限がございますが昭和二十九年、旧厚生省が外国人も保護対象にするとの通達を出し、それが現在も続いているという現状がございます。
生活保護にかかる費用は、四分の一が各市町村の負担です。非常に厳しい財政状況の中、このような最高裁に判決に反する不法行為、つまりは、外国人に生活保護を支給することはとても納税者であります市民の理解を得ることはできないかと考えております。また、このような問題があること自体、なかなか市民の皆様方には認識されていないと思います。
移民、外国人問題の先進国、ヨーロッパに目を向けますと、同じように苦しんでいる現状が見取れます。経済的基盤の弱い国々から裕福な国に移住し、社会保障費を奪い取る行為が横行している現状がございます。一つのヨーロッパという崇高な理想を掲げ、それに足を引っ張られる姿は日本も大いに学ぶべきです。
一点目、現在の北名古屋市における外国人生活保護支給者世帯数は何世帯か。
二点目、平成二十六年七月の最高裁判決が出た以降も、外国人に生活保護を支給しているのか否か。

報告・名古屋東部支部第十八回 勉強会、街宣・署名活動実施!

第一部●開催日時 三月二十二日(日) 午前九時～午前十一時四十五分●会場 野並「コミュニティセンター」●会費 五百円●参加者数 三名【勉強会】テーマ:「憲法改正論議に関して」…今回は最初の憲法改正の発議と国民投票の実施を来年夏の参院選後に行われる見通しだという報道を受け、現状の政界での動き等を資料を元に考えてみました。私たちの想いとしてましてはやはり、本丸である九条の改正から議論を始めて頂きたいところなのですが、実際に与党内では環境・財政・非常事態対応など野党から比較的反対が出にくいところからの議論になりそうだと。環境や非常事態対応などは重要事項であるので、そのまま議論を進めて頂きたいところなのですが、財政健全化については今更だあまり議論されてこなかった内容でしたので注視していかないといけないという事で意見がまとまり、また私達としては今更だ通り九条の改正を中心として訴えさせて頂く事が大切だということを確認致しました。
第二部●街頭演説活動●開催日時 同日 午後二時～四時●場所 昭和区 御器所交差点南西角地●会費 無料●参加者数 七名【街宣】温かい日差しの中、人通りも比較的多い中で街宣を行うことが出来ました。通りすがりの方にも気に止めてもらえようように分かりやすい言葉で訴えさせて頂く事が大切だと感じました。☆名古屋東部支部では自主憲法制定に関して街宣活動にて訴えて欲しい内容や支部活動に関する御意見・アイデアなどを募集しております。
(名古屋東部支部 事務局 加藤貴之)

陵墓参拝記 その三

青蓮院宮上ノ墓地、下ノ墓地は一般には非公認なため裏口からの参拝となり非常に行きづらい墓地ではありますが、一般に公開されている陵墓でも行きづらいところがあります。そのひとつが第五十三代淳和天皇の大原野西嶺上陵です。京都市から少し大阪方面にいった向日市の大原野にある小塩山山頂に淳和天皇陵はあります。

平成十九年、当時単身赴任で京都駅付近に住んでいた私はレンタカーを借りて京都市郊外の天皇陵を参拝しました。そのコースの中に淳和天皇陵も入っていました。インターネットの地図では山頂までしっかり道路が表示されていたので当然のように車で行けるかと思っていました。しかし小塩山を登り始めてしばらくすると目の前に閉ざされたゲートが飛び込んできました。なんと先に進むことができません。ゲートの前に車を止め、降りて確認しましたが施錠されていて開きそうにもありません。ゲートの看板には「平成十二年より一般車両の通行を禁止します。」とあります。歩けば五キロほどあるので往復2時間以上かかります。看板の主の京都市西京土木事務所の電話番号を調べて問い合わせました。すると、「ゴミの不法投棄が多いために」

京都にはもう一ヶ所難関の陵墓があります。それが、醍醐山の山頂付近にある第七十二代白河天皇皇后の上醍醐陵です。私はまだ参拝させていたいたことにはないのですが、実は五年ほど前に醍醐山には登ったことがあるのです。その頃は天皇陵参拝のみで、皇后陵や皇族方のお墓の参拝までは範囲を広げていませんでした。なので、一時間近くかけて歩いて登りすぐ近くまで行きながら素通りしてしまっただけです。醍醐山山頂



通行禁止にしたとのこと。なんとか山頂の天皇陵まで車で行けないかと詰め寄りしましたが、宮内庁の職員が行くタイミングで付いていけばという提案をされただけでした。どうしたものかとゲートの前でしばらく考えた。その日は諦めて帰宅し、後日、レンタカー屋さんで今度は原付バイクをレンタルしました。原付バイクなら車体を寝かせればゲートを潜ることが出来るからです。思惑通りゲートを無事突破し淳和天皇陵を参拝させていただきました。二礼二拍手一礼健康のために歩けばよいのですが、ずぼらな私は不法行為を働くことになってしまいました。

事務局日誌(三月)

服部守孝

付近には上醍醐寺のお堂がいくつもあります。ふもとの下醍醐寺は秀吉公が醍醐の花見を催したことで有名です。また、近くには、第六十代醍醐天皇の後山科陵や、第六十一代朱雀天皇の醍醐陵があります。さらには平成十八年十一月に参拝させていただきました。いつかは再び醍醐山に上り醍醐寺を参拝したいものですが、しばらく先になりそうです。(愛知県本部事務局 松川秀康)

一日(日)第六十六回愛知縣護國神社清掃奉仕。その後、南部ふみひる後援会事務所開所式へ。雨にもかかわらず一五〇名の支援者が集まり盛況となった。

五日(木)美しい日本の憲法をつくる愛知県民の会「チラシを本会会員の加藤千洋さんに作成依頼。いつも素晴らしいチラシをデザインいただき感謝。

七日(土)守山区内をポスティング。ご二居を構えて二十六年になるが、一本路地を入ると新しい発見がある。

八日(日)浅井日出雄先生(元名古屋市会議員)叙勲祝賀会へ。各界名士のお歴々が大勢参加されていた。顔見知りの議員も多くご挨拶申し上げる。

十日(火)雪の舞う中を今日もポスティング。今日は、事務局の松川秀康さんや、中支部の竹内詩織さんも手伝いに来て下さった。

十三日(金)来客応対。お昼でも：と誘われ、近くの老舗うなぎ店へ。いつかは家族揃って食べにきたいと切に思う。

十九日(木)上京。午前は、愛知県選出国会議員への陳情訪問。午後の「美しい日本の憲法をつくる国民の会」総会には、重富亮会長、鈴木直人知多支部長も参加された。とんぼ返りで名古屋に帰り、サンマリノ共和国のマンリオ・カテロ大使と令夫人をお迎えし、歓迎会を開く。

有縁の者が集まり、和やかな一夕を過ごした。

二十日(金)若宮八幡社に竣工した「迎賓館」祝賀会に、マンリオ・カテロ大使と令夫人を案内。大使の祝辞に続き、令夫人が真剣による居合いを披露。演武中の会場は清冽な空気に包まれ、終わるや万雷の拍手が沸き起った。

二十五日(水)第三回支部長・実務者合同会議を開催。各支部の活動報告と、平成二十七年年度全体スケジュール、憲法改正賛同署名につき協議した。

二十七日(金)今春より皇宮警察に奉職する青年と久しぶりに会い、壮行の宴を持った。記念に御集「明治の聖代」を謹呈。若き宮守に幸あれかし。

三十日(月)もうひとつの戦争展全体会議へ。チラシの検討や、展示内容の打ち合わせをする。終戦七十年の節目となる本年は、新たに軍歌歌唱大会を行う案も出された。

三十一日(火)年度末。名古屋は桜満開の好天。事務局のビル屋上で独り花見をした。ついでに宿直用の布団も干した。この屋上は、最近では珍しい共用スペースなのである。

行事予定

- 第十一回愛知憲法フォーラム
- 「憲法改正待たない!」
- 【第一部】全国一斉ライブ中継 櫻井よしこ氏
- 基調講演(東京会場)
- 【第二部】パネルディスカッション 黒田裕樹氏(高校歴史教師) 南部文宏氏(愛知県議会議員) 森垣雅夫氏(正しい歴史を伝える会理事)
- 日時 平成二十七年五月三日(日) 午後一時開場 午後一時半開会〜四時閉会 会場 アパホテル名古屋 錦エクスレント四階旭参加費 千円

愛知県護国神社清掃奉仕予定

- 5月3日(日・祝)午前8時開始、9時終了予定。
- 引き続き6月7日(日)午前7時より実施予定。
- 軍手を必ずご持参ください。また、小雨なら社屋の木杵拭きをしますので雑巾をご持参下さい。大雨は中止になりますが疑わしい天気の場合には、現場責任者の服部宛、電話(070-6583-4588)を下さい。
- ★4月5日は、10名の方が参加していただきました。雨のため社殿窓枠の拭き掃除をしました。ありがとうございました。



(1月4日 奉仕後に撮影)

●「日本の息吹」を引き続きご購入くださいますようお願いいたします。

- 西春日井支部定例会
- 五月十四日(木) 十八時半〜二十時
- 憲法改正署名推進について
- 場所 西春日井公会堂
- 北名古屋市九之坪 南町18番地
- 名鉄犬山線「西春日」 西口から徒歩一分
- 会費 五百円
- 名古屋東部支部五月定例会
- 五月二十四日(日) 十時半〜十二時半
- 勉強会
- テーマ【自主憲法制定街宣演習】
- 座長、江崎雅博

- 新規入会者紹介 (平成二十七年二月)
- ご入会ありがとうございました。
- 城田タツ子(正会員)
- ※支援会員より移行
- 水野 福一(正会員)
- ※支援会員より移行
- 種別順入会日順・敬称略
- 場所 昭和生涯学習センター
- 会費五百円
- 十三時半〜十五時半
- 街宣・テーマ【自主憲法制定】
- 場所 御器所交差点周辺
- 会費無料

「美しい日本の憲法をつくる愛知県民の会」設立大会

日時 平成二十七年五月二十七日(水) 午後二時開会〜四時閉会

会場 熱田神宮会館

次 第一部 設立大会

第二部 記念講演 舞の海秀平氏(大相撲解説者)

参加費 無料

運動方針

- 憲法改正に向けた各種啓発活動
- 賛同署名(愛知県目標三〇万)
- 県内市町村の議会決議の推進
- 県内市町村の憲法改正集会開催

※入場の際に、整理券が必要となります。ご希望の方は、住所、氏名を明記の上、日本会議愛知県本部宛てにメールまたはファックスにてお申し込みください。後日、整理券を郵送いたします。

